



# 三重県公報

令和5年12月21日(木)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	<b>条 例</b>		
39	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	(デジタル改革推進課)	3
40	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	6
41	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例	(消防・保安課)	7
42	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	10
43	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	16
44	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	46
45	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会)	50
46	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	68
47	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	(県議会)	71
48	三重県議会委員会条例の一部を改正する条例	(同)	73

### 公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）
  - 1 行政手続における県民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、電子情報処理組織による申請等についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 1 月 15 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）
  - 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金について、基金に係る事業の実施期間を令和 10 年度末までとするため、条例がその効力を失う日を令和 11 年 3 月 31 日までに実施された事業の精算が完了した日に延長することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）
  - 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 42 号）

- 1 特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 6 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 43 号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する令和 5 年 10 月 13 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 6 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）

- 1 地方自治法の一部改正等に鑑み、勤勉手当の規定を設ける等の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日及び令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する令和 5 年 10 月 13 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 6 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）

- 1 地方自治法の一部改正等に鑑み、勤勉手当の規定を設ける等の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日及び令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）

- 1 特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 6 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）

- 1 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により委員が参加できる出席の特例について、委員会を招集する場所に参集することが困難な事情がある場合として育児、介護その他のやむを得ない事由を追加する等のため、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第三十九号**

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第三条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第五項及び第六項において同じ。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもつてすることができる。</p> <p>6 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第八号に規定する申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第三条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p>

規定されているものを同法第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、同項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもつてすることができ。
---

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和六年一月十五日から施行し、この条例による改正後の三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第五項の規定は同日以後に行われる申請等（同条例第二条第六号に規定する申請等をいう。）について、及び同条例第三条第六項の規定は同日以後に行われる申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。）について適用する。

(三重県警察関係手数料条例の一部改正)

- 三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の納付時期及び方法)</p> <p>第十二条 第二条から前条までに掲げる手数料（第八条第一項第一号及び同条第五項に掲げる手数料を除く。）は、許可等を受けようとする際に、三重県証紙条例（昭和四十年三重県条例第十二号）に定める方法により納付するものとする。</p>	<p>(手数料の納付時期及び方法)</p> <p>第十二条 第二条から前条までに掲げる手数料（第八条第一項第一号及び同条第五項に掲げる手数料を除く。）は、許可等を受けようとする際に、三重県証紙条例（昭和四十年三重県条例第十二号）に定める方法により納付するものとする。ただし、三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して前条第一項第一号及び第三号の許可等を受けようとする際には、現金をもつて納付するものとする。</p>
2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)

(三重県警察関係手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- この条例の施行の日前に、前項の規定による改正前の三重県警察関係手数料条例第十二条第一項ただし書の規定により電子情報処理組織を使用して同条例第十一条第一項



第一号又は第二号の許可等を受けようとした者については、なお従前の例による。

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

**三重県条例第四十号**

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例（令和二年三重県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略) (条例の効力)	1 (略) (条例の効力)
2 この条例は、令和十一年三月三十一日までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。	2 この条例は、令和十年三月三十一日までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第四十一号**

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例（平成十二年三重県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第六（第二条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係				別表第六（第二条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
一	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第三條第一項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業登録申請手数料	三万千円	一	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下この表において「法」という。）第三條第一項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の	液化石油ガス販売事業登録申請手数料	三万千円

十一	(略)	(略)	(略)
十	法第三十七條の第三項の規定に基づく法第三十六條第一項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等設置許可に係る完成検査手数料	三万千円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二條第一項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八條第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た金額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額との合計金額
九	二	(略)	(略)

十一	(略)	(略)	(略)
十	法第三十七條の第三項の規定に基づく法第三十六條第一項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等設置許可に係る完成検査手数料	三万千円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項又は第三項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八條第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た金額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額との合計金額
九	二	(略)	申請に対する審査

5 +					5 +				
--------	--	--	--	--	--------	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

**三重県条例第四十二号**

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p>

第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p>

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>2 (略)</p>

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>2 (略)</p>

(常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p>

第六条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p>

(識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正)

第七条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。



次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p>

第八条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p>

(公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正)

第九条 公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>2 (略)</p>

第十条 公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十五</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和五年十二月の期末手当から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて令和五年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十三号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第十七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十二年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医師又は歯科医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万九千五百円</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第十七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十二年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医師又は歯科医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万八千八百円</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十一月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複</p>	<p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及</p>

<p>雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>一（四）（略）</p>	<p>一（四）（略）</p>
<p>3 特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p>	<p>3 特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p>
<p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。</p>	<p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。</p>
<p>5（7）（略） （勤勉手当）</p>	<p>5（7）（略） （勤勉手当）</p>
<p>第二十二條（略）</p>	<p>第二十二條（略）</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>
<p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日</p>	<p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した日</p>

<p>現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百(特定管理職員にあつては、百分の百二十)、十二月に支給する場合においては百分の百五(特定管理職員にあつては、百分の百二十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>一 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十七・五(特定管理職員にあつては、百分の五十七・五)、十二月に支給する場合においては百分の五十七(特定管理職員にあつては、百分の六十七)を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百(特定管理職員にあつては、百分の百二十)を乗じて得た額の総額</p> <p>一 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五(特定管理職員にあつては、百分の五十七・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 (略)</p>
---	---

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第6条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,000	210,900	243,800	274,500	298,300	326,000	368,400	413,200	462,800	526,000
	2	166,100	212,600	245,300	276,100	300,400	328,200	371,000	415,600	465,900	528,900
	3	167,300	214,300	246,700	277,600	302,400	330,400	373,400	418,100	468,900	532,000
	4	168,400	215,800	248,100	279,200	304,300	332,400	375,800	420,500	471,900	535,100
	5	169,500	217,300	249,300	280,700	306,100	334,400	377,700	422,400	474,900	538,200
	6	170,600	219,100	250,900	282,400	307,900	336,400	380,200	424,500	477,900	540,500
	7	171,700	220,800	252,400	284,200	309,500	338,300	382,500	426,600	480,900	543,000
	8	172,800	222,500	253,800	286,000	311,100	340,200	385,000	428,800	484,000	545,400
	9	173,800	224,000	254,900	287,700	312,700	342,100	387,400	430,700	486,700	547,800
	10	175,200	225,500	256,300	289,600	314,900	344,100	390,000	432,800	489,800	549,600
	11	176,500	227,000	257,800	291,400	317,100	346,100	392,600	434,900	492,800	551,400
	12	177,800	228,500	259,100	293,200	319,100	348,100	395,200	436,800	495,900	553,300
	13	179,000	229,700	260,400	295,000	321,100	349,900	397,500	438,500	498,600	555,000
	14	180,500	231,100	261,600	296,600	323,100	351,900	399,800	440,300	500,900	556,400
	15	182,000	232,500	262,800	298,000	325,000	353,800	402,000	442,200	503,200	557,700
	16	183,600	233,900	264,000	299,400	326,900	355,700	404,300	444,100	505,500	558,800
	17	184,700	235,300	265,200	300,900	328,800	357,400	406,100	445,900	507,500	560,100
	18	186,100	236,900	266,500	302,900	330,800	359,400	408,000	447,700	508,900	561,100
	19	187,500	238,400	267,800	304,900	332,700	361,200	409,900	449,500	510,400	562,000
	20	188,900	239,800	269,100	306,700	334,600	363,100	411,700	451,200	511,800	562,900
	21	190,200	241,000	270,500	308,400	336,300	365,000	413,500	453,000	513,000	563,800
	22	192,500	242,600	272,000	310,300	338,300	366,900	415,300	454,500	514,400	
	23	194,700	244,100	273,600	312,200	340,300	368,800	417,100	455,900	515,900	
	24	196,900	245,500	275,100	314,000	342,200	370,700	418,900	457,400	517,400	
	25	199,100	246,500	276,700	315,700	343,600	372,600	420,500	458,800	518,500	
	26	200,800	248,000	278,400	317,700	345,500	374,500	422,000	460,100	519,600	
	27	202,300	249,300	280,000	319,700	347,400	376,400	423,500	461,400	520,800	
	28	203,800	250,500	281,600	321,600	349,300	378,300	425,000	462,600	522,000	
	29	205,300	251,600	283,200	323,300	350,900	379,800	426,500	463,600	523,000	
	30	206,700	252,600	284,700	325,300	352,800	381,600	427,800	464,300	523,900	
	31	208,100	253,500	286,200	327,300	354,600	383,400	429,100	465,100	524,800	
	32	209,500	254,400	287,700	329,300	356,400	385,000	430,300	465,800	525,700	
	33	210,900	255,300	288,800	330,500	358,200	386,700	431,500	466,500	526,500	
	34	212,200	256,200	290,400	332,500	360,000	388,100	432,800	467,300	527,400	
	35	213,500	257,000	291,900	334,400	361,700	389,500	434,100	468,000	528,100	
	36	214,800	257,800	293,400	336,400	363,400	390,900	435,300	468,600	528,600	
	37	216,100	258,500	294,800	338,300	364,800	392,300	436,500	469,100	529,300	
	38	217,300	259,600	296,400	340,200	366,100	393,500	437,300	469,700	529,900	
	39	218,500	260,800	298,000	342,100	367,400	394,700	438,100	470,300	530,700	
	40	219,600	261,900	299,600	344,000	368,800	395,700	438,900	470,900	531,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	220,700	263,100	301,100	345,800	369,900	396,800	439,500	471,400	531,800
	42	221,800	264,300	302,700	347,700	370,800	398,000	440,200	471,900	
	43	222,800	265,400	304,200	349,500	371,800	399,100	440,900	472,300	
	44	223,800	266,500	305,700	351,300	372,900	400,200	441,600	472,600	
	45	224,700	267,600	307,300	352,800	373,700	400,900	442,400	472,900	
	46	225,600	268,700	308,900	354,200	374,600	401,600	443,200		
	47	226,500	269,800	310,500	355,600	375,500	402,300	443,600		
	48	227,400	270,800	312,000	357,100	376,300	403,000	444,300		
	49	228,300	271,800	312,900	358,600	377,100	403,600	444,800		
	50	229,200	272,800	314,400	359,400	377,900	404,200	445,200		
	51	230,100	273,800	315,900	360,400	378,700	404,700	445,600		
	52	231,000	274,700	317,500	361,400	379,400	405,100	446,000		
	53	231,800	275,600	319,100	362,300	380,100	405,500	446,400		
	54	232,700	276,500	320,700	363,400	380,800	405,800	446,800		
	55	233,600	277,400	322,200	364,300	381,500	406,100	447,200		
	56	234,400	278,300	323,700	365,300	382,200	406,400	447,500		
	57	234,700	279,200	325,100	366,200	382,700	406,700	447,800		
	58	235,500	280,100	326,300	366,900	383,300	407,000	448,200		
	59	236,200	281,000	327,400	367,600	383,900	407,300	448,500		
	60	236,800	281,900	328,500	368,200	384,600	407,600	448,800		
	61	237,400	282,900	329,200	368,600	385,000	407,900	449,100		
	62	238,100	283,900	330,100	369,200	385,700	408,200			
	63	238,700	284,800	330,900	369,900	386,300	408,500			
	64	239,200	285,700	331,700	370,600	386,900	408,800			
	65	239,700	286,200	332,500	370,900	387,300	409,100			
	66	240,200	286,900	332,900	371,600	387,900	409,400			
	67	240,700	287,600	333,500	372,300	388,500	409,700			
	68	241,300	288,500	334,200	372,900	389,100	410,000			
	69	241,800	289,500	335,000	373,200	389,500	410,200			
	70	242,300	290,300	335,700	373,800	390,000	410,500			
	71	242,800	291,100	336,400	374,500	390,500	410,800			
	72	243,300	291,900	337,000	375,100	391,100	411,000			
	73	243,800	292,600	337,500	375,400	391,400	411,200			
	74	244,300	293,100	338,100	376,000	391,800	411,500			
75	244,700	293,500	338,600	376,700	392,200	411,800				
76	245,200	293,900	339,200	377,300	392,600	412,000				
77	245,700	294,100	339,500	377,700	392,900	412,200				
78	246,200	294,400	340,000	378,200	393,200	412,500				
79	246,700	294,600	340,400	378,800	393,500	412,800				
80	247,200	294,900	340,800	379,300	393,700	413,000				
81	247,600	295,100	341,200	379,800	393,900	413,200				
82	248,100	295,300	341,700	380,400	394,200	413,500				
83	248,500	295,600	342,200	380,900	394,500	413,800				
84	248,900	295,800	342,700	381,200	394,700	414,000				



	85	249,300	296,100	343,000	381,600	394,900	414,200				
	86	249,700	296,400	343,400	382,100	395,200					
	87	250,100	296,700	343,900	382,500	395,500					
	88	250,500	297,000	344,300	382,900	395,700					
	89	250,900	297,300	344,600	383,300	395,900					
	90	251,400	297,700	345,000	383,800	396,200					
	91	251,700	298,000	345,500	384,200	396,500					
	92	252,000	298,400	345,900	384,600	396,700					
	93	252,300	298,600	346,100	384,900	396,900					
	94		298,800	346,500							
	95		299,100	347,000							
	96		299,500	347,400							
	97		299,700	347,600							
	98		300,000	348,000							
	99		300,400	348,400							
	100		300,800	348,700							
	101		301,000	349,000							
	102		301,300	349,400							
	103		301,700	349,800							
	104		302,000	350,200							
	105		302,200	350,700							
	106		302,500	351,100							
	107		302,900	351,500							
	108		303,200	351,900							
	109		303,400	352,400							
	110		303,800	352,800							
	111		304,200	353,100							
	112		304,500	353,400							
	113		304,700	353,900							
	114		304,900								
	115		305,200								
	116		305,600								
	117		305,800								
	118		306,000								
	119		306,300								
	120		306,600								
	121		307,000								
	122		307,200								
	123		307,500								
	124		307,800								
	125		308,100								
	特										823,000
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		191,600	219,100	259,100	278,500	293,600	319,100	360,900	394,100	445,300	525,700

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(二) この表の10級の特号給は、第6条の2の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

別表第二（第6条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	191,000	207,000	230,800	268,200	305,400	329,400	354,700	387,500	427,900
	2	192,800	208,700	232,800	269,700	307,200	331,500	356,900	389,700	429,700
	3	194,700	210,500	234,600	271,100	308,900	333,500	359,100	391,600	431,600
	4	196,400	212,300	236,400	272,500	310,700	335,500	361,000	393,500	433,500
	5	197,800	214,200	238,400	274,000	312,200	337,500	362,900	395,200	434,900
	6	199,700	216,300	239,900	275,300	314,000	339,000	364,900	397,200	436,500
	7	201,500	218,600	241,400	276,500	315,900	340,500	366,900	399,000	438,100
	8	203,400	220,800	243,000	277,700	317,800	342,000	368,700	400,800	439,600
	9	205,000	222,700	244,900	278,700	319,400	343,500	370,400	402,500	441,000
	10	206,700	224,800	246,500	279,900	321,400	345,700	372,400	404,400	442,700
	11	208,400	226,900	248,200	281,100	323,400	347,900	374,400	406,400	444,300
	12	210,100	228,700	249,700	282,200	325,400	349,900	376,400	408,400	445,700
	13	211,800	230,500	251,400	283,300	327,300	351,700	378,200	410,000	446,600
	14	213,800	232,300	253,300	284,600	328,900	353,700	380,200	412,100	448,200
	15	215,900	234,000	255,100	285,600	330,400	355,600	382,200	414,100	450,000
	16	217,900	235,600	256,900	286,600	331,900	357,500	384,200	416,200	451,800
	17	220,000	237,500	258,200	287,300	333,400	359,400	385,800	417,900	453,300
	18	221,800	238,900	259,700	288,700	335,600	361,400	387,800	419,500	455,100
	19	223,700	240,300	261,200	290,000	337,700	363,300	389,700	421,100	456,900
	20	225,600	241,700	262,600	291,300	339,800	365,300	391,700	422,700	458,600
	21	227,500	243,300	264,000	292,300	341,500	367,000	393,400	424,200	460,200
	22	229,300	244,800	264,800	293,300	343,300	368,900	395,500	425,800	461,900
	23	230,900	246,400	265,600	294,500	345,100	370,700	397,500	427,200	463,500
	24	232,400	248,000	266,500	295,600	346,900	372,600	399,500	428,600	465,300
	25	234,300	249,600	267,400	296,500	348,800	374,300	401,000	429,700	466,800
	26	235,700	251,200	268,500	298,000	350,800	376,300	403,000	431,100	468,200
	27	237,000	252,800	269,600	299,600	352,700	378,300	405,000	432,600	469,700
	28	238,400	254,300	270,500	301,100	354,500	380,300	407,100	434,100	471,000
	29	240,100	255,300	271,300	302,700	356,300	382,100	408,600	435,400	472,200
	30	241,800	256,800	272,300	304,400	358,400	384,200	410,400	437,100	472,900
	31	243,400	258,300	273,400	306,100	360,200	386,200	412,000	438,700	473,600
	32	244,900	259,700	274,300	307,800	362,100	388,200	413,700	440,300	474,300
	33	246,400	260,900	274,800	309,100	363,500	390,000	415,300	441,700	474,800
	34	248,100	261,900	276,000	310,700	365,500	392,100	416,800	443,400	475,600
	35	249,700	262,800	277,000	312,400	367,400	394,100	418,300	445,100	476,300
	36	251,300	263,700	278,000	314,000	369,400	396,000	419,700	446,700	476,900
	37	252,300	264,700	278,600	315,600	371,300	397,700	420,900	448,100	477,200
	38	253,800	265,900	279,500	317,000	373,400	399,100	422,400	448,800	477,800
	39	255,300	267,000	280,300	318,500	375,300	400,400	423,900	449,500	478,300
	40	256,700	267,800	281,100	320,000	377,300	401,700	425,300	450,200	478,800
	41	257,900	268,700	281,900	321,300	379,200	402,700	426,800	450,600	479,300
	42	258,800	269,700	282,900	322,800	381,300	403,800	428,100	451,200	479,700
	43	259,700	270,700	283,800	324,300	383,300	404,800	429,300	451,900	480,100
	44	260,500	271,500	284,600	325,800	385,300	405,800	430,500	452,500	480,500

	45	261,300	272,100	285,400	327,300	387,000	406,900	431,500	453,300	480,800
	46	262,300	273,200	286,600	329,000	388,700	408,100	432,200	454,000	
	47	263,200	274,100	287,800	330,700	390,300	409,200	433,000	454,500	
	48	263,800	275,200	289,100	332,300	391,900	410,300	433,800	455,000	
	49	264,400	275,900	290,500	333,700	393,100	411,500	434,300	455,500	
	50	265,300	276,800	292,100	335,100	394,100	412,300	434,700	455,800	
	51	266,200	277,700	293,400	336,500	395,100	413,100	435,100	456,100	
	52	267,100	278,500	294,700	338,100	396,100	413,700	435,400	456,500	
	53	267,600	279,300	296,100	339,600	397,200	414,200	435,700	456,900	
	54	268,800	280,000	297,600	341,200	398,300	414,900	436,100	457,100	
	55	269,600	280,800	299,000	342,800	399,400	415,600	436,400	457,400	
	56	270,700	281,600	300,400	344,400	400,500	416,200	436,700	457,600	
	57	271,400	282,300	301,600	345,300	401,800	416,900	437,000	458,000	
	58	272,200	283,600	303,200	347,000	402,600	417,300	437,300	458,200	
	59	272,900	284,800	304,800	348,600	403,400	417,900	437,600	458,400	
	60	273,600	286,100	306,100	350,200	404,000	418,500	437,900	458,600	
	61	274,200	287,400	307,400	351,800	404,500	418,900	438,200	459,000	
	62	274,800	288,800	308,900	353,500	405,200	419,500	438,500		
	63	275,400	290,000	310,300	355,100	405,900	420,000	438,800		
	64	276,000	291,400	311,600	356,800	406,600	420,500	439,100		
	65	276,700	292,700	312,900	358,300	406,900	421,000	439,400		
	66	277,700	293,800	314,500	359,900	407,600	421,600	439,700		
	67	278,700	294,900	315,900	361,400	408,300	422,000	440,000		
	68	279,500	296,000	317,300	362,900	408,800	422,500	440,300		
	69	280,400	297,400	318,600	364,100	409,200	422,900	440,500		
	70	281,600	298,800	320,000	365,500	409,700	423,200	440,800		
	71	282,700	300,100	321,300	366,800	410,300	423,500	441,100		
	72	283,900	301,200	322,700	368,200	410,800	423,800	441,300		
	73	284,900	302,300	323,400	369,300	411,300	424,100	441,500		
	74	285,900	303,400	324,900	370,500	411,700	424,400	441,800		
	75	286,900	304,500	326,400	371,700	412,200	424,700	442,100		
	76	287,900	305,600	328,100	372,900	412,700	425,000	442,400		
	77	288,900	306,500	329,900	374,200	413,200	425,200	442,600		
	78	290,000	307,900	331,600	375,400	413,700	425,500	442,900		
	79	291,000	309,100	333,200	376,600	414,300	425,800	443,200		
	80	291,600	310,400	334,800	377,700	414,800	426,000	443,500		
	81	292,500	311,600	336,400	378,800	415,200	426,200	443,700		
	82	293,500	313,000	338,000	380,000	415,800	426,500	444,000		
	83	294,400	314,100	339,600	381,100	416,300	426,800	444,300		
	84	295,200	315,400	341,200	382,300	416,500	427,000	444,600		
	85	296,300	316,300	342,600	383,400	416,800	427,200	444,800		
	86	297,400	317,600	344,100	384,000	417,300	427,500			
	87	298,300	318,900	345,600	384,500	417,600	427,800			
	88	299,300	320,400	347,000	385,000	417,900	428,000			
	89	300,300	321,900	348,300	385,600	418,200	428,200			
	90	301,400	323,400	349,500	386,200	418,600	428,500			
	91	302,500	324,800	350,700	386,800	419,000	428,800			
	92	303,600	326,300	352,000	387,400	419,400	429,000			
	93	304,100	327,500	353,300	387,700	419,700	429,200			
	94	305,200	328,800	354,800	388,200					
	95	306,300	330,100	356,300	388,800					
	96	307,600	331,400	357,700	389,300					

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

97	308,700	332,600	359,000	389,700					
98	309,900	333,900	360,200	390,100					
99	311,100	335,100	361,300	390,700					
100	312,300	336,300	362,500	391,200					
101	313,400	337,700	363,600	391,600					
102	314,400	338,600	364,700	392,100					
103	315,400	339,600	365,800	392,700					
104	316,400	340,700	366,900	393,200					
105	317,200	341,800	368,100	393,500					
106	317,800	342,900	368,600	393,900					
107	318,400	343,900	369,200	394,400					
108	319,000	344,900	369,800	394,700					
109	319,500	346,100	370,400	395,000					
110	320,000	347,100	370,900	395,500					
111	320,400	348,100	371,400	396,000					
112	320,900	349,000	371,900	396,500					
113	321,700	349,900	372,300	396,800					
114	322,400	350,800	372,700	397,300					
115	323,100	351,800	373,300	397,800					
116	323,700	352,800	373,800	398,300					
117	324,300	353,800	374,200	398,600					
118	325,100	354,200	374,700	399,100					
119	325,800	354,800	375,300	399,600					
120	326,600	355,400	375,800	400,100					
121	327,200	355,700	376,000	400,500					
122	327,500	356,100	376,500	401,000					
123	328,000	356,600	377,000	401,400					
124	328,500	357,000	377,400	401,900					
125	328,800	357,400	377,900	402,300					
126		357,800	378,400						
127		358,300	378,900						
128		358,700	379,400						
129		359,100	379,700						
130		359,500	380,200						
131		359,900	380,700						
132		360,300	381,200						
133		360,500	381,500						
134		361,000	382,000						
135		361,400	382,400						
136		361,700	382,800						
137		362,000	383,100						
138		362,400	383,600						
139		362,900	384,100						
140		363,400	384,600						
141		363,700	384,900						
142		364,200							
143		364,700							
144		365,200							
145		365,500							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 245,400	円 257,100	円 261,200	円 292,500	円 309,100	円 323,200	円 346,800	円 382,100	円 413,800

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三（第6条関係）

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,400	213,000	294,500	341,800	391,600
	2	166,500	216,100	296,900	343,900	393,900
	3	167,700	218,800	299,200	345,800	396,000
	4	168,800	221,300	301,500	347,500	398,200
	5	169,900	223,800	303,600	349,200	400,100
	6	171,200	225,500	305,500	350,700	402,300
	7	172,500	227,200	307,300	352,100	404,500
	8	173,800	229,100	309,000	353,300	406,700
	9	174,800	231,000	310,700	354,800	408,900
	10	176,500	233,200	313,000	356,700	411,100
	11	178,100	235,600	315,200	358,700	413,400
	12	179,800	237,600	317,600	360,400	415,600
	13	181,200	239,600	319,400	362,200	417,600
	14	183,100	242,000	321,700	364,000	419,700
	15	185,000	244,500	324,100	365,600	421,800
	16	187,000	246,800	326,400	367,100	423,900
	17	188,700	249,000	328,600	368,600	425,500
	18	190,800	251,400	330,800	370,500	427,300
	19	193,000	254,000	332,700	372,200	429,100
	20	195,000	256,500	334,600	374,100	430,700
	21	197,000	258,900	336,600	375,600	432,400
	22	199,000	261,200	338,000	377,500	434,300
	23	201,000	263,400	339,200	379,200	436,200
	24	202,800	265,600	340,600	380,900	437,900
	25	204,600	267,900	342,200	382,300	439,300
	26	206,800	270,200	343,900	384,000	441,000
	27	208,900	272,400	345,700	385,900	442,900
	28	211,000	274,500	347,300	387,800	444,800
	29	213,100	276,800	348,900	389,500	446,400
	30	214,200	278,900	350,500	391,300	448,100
	31	215,500	280,800	351,900	393,200	449,800
	32	216,800	282,600	353,200	395,000	451,400
	33	218,500	284,300	354,400	396,500	452,800
	34	220,200	286,300	355,800	398,300	453,600
	35	222,000	288,300	357,100	399,900	454,400
	36	223,600	290,100	358,400	401,600	455,200
	37	225,100	291,800	359,600	402,800	455,900
	38	227,000	292,900	360,800	404,200	456,600
	39	228,900	294,000	362,000	405,600	457,300
	40	230,600	295,100	363,200	407,000	458,100

	41	232,300	296,100	363,900	408,300	458,500
	42	233,900	296,800	365,000	409,600	459,200
	43	235,600	297,300	366,200	411,100	459,900
	44	237,100	297,800	367,300	412,600	460,600
	45	238,600	298,300	368,400	413,800	461,000
	46	240,100	299,200	369,600	415,000	461,600
	47	241,600	300,200	370,800	416,600	462,300
	48	243,000	301,100	371,900	418,100	462,800
	49	244,400	302,100	372,900	419,400	463,400
	50	246,100	303,100	374,200	420,800	463,900
	51	247,700	304,000	375,500	422,200	464,500
	52	249,100	304,900	376,700	423,600	465,000
	53	250,300	305,900	377,400	425,000	465,500
	54	251,900	306,800	378,400	426,400	466,000
	55	253,500	307,600	379,300	427,800	466,500
	56	254,900	308,400	380,100	429,200	467,000
	57	256,100	308,800	380,800	430,300	467,500
	58	257,300	309,500	381,500	431,600	
	59	258,200	310,400	382,200	433,000	
	60	259,100	311,100	382,900	434,300	
	61	260,000	311,800	383,500	435,100	
	62	260,800	312,800	384,200	436,000	
	63	261,600	313,700	385,000	437,000	
	64	262,400	314,600	385,800	437,900	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	263,200	315,400	386,400	438,800	
	66	264,000	316,300	387,200	439,600	
	67	264,700	317,200	387,900	440,200	
	68	265,300	318,100	388,600	441,000	
	69	265,900	319,000	389,200	441,400	
	70	266,900	320,000	389,900		
	71	268,100	321,000	390,600		
	72	269,100	322,000	391,300		
	73	270,300	322,500	392,000		
	74	271,500	323,500	392,600		
	75	272,500	324,600	393,200		
	76	273,500	325,600	393,900		
	77	274,500	326,700	394,600		
	78	275,500	327,700	395,200		
	79	276,500	328,600	395,800		
	80	277,400	329,500	396,400		
	81	278,400	330,400	397,000		
	82	279,500	331,200	397,600		
	83	280,600	331,900	398,200		
	84	281,500	332,500	398,800		

	85	282,400	333,000	399,300		
	86	283,300	333,500	399,800		
	87	284,200	334,000	400,300		
	88	284,900	334,400	401,000		
	89	285,700	334,700	401,400		
	90	286,800	335,200			
	91	287,800	335,700			
	92	288,800	336,100			
	93	289,700	336,400			
	94	290,600	336,800			
	95	291,600	337,200			
	96	292,500	337,600			
	97	292,800	338,100			
	98	293,700	338,600			
	99	294,400	339,100			
	100	295,300	339,600			
	101	296,200	340,100			
	102	296,800	340,600			
	103	297,500	341,100			
	104	298,200	341,600			
	105	298,700	342,000			
	106	299,200	342,400			
	107	299,700	342,900			
	108	300,100	343,300			
	109	300,300	343,800			
	110	300,700	344,200			
	111	301,000	344,700			
	112	301,200	345,100			
	113	301,500	345,600			
	114	301,800	346,000			
	115	302,100	346,500			
	116	302,400	346,900			
	117	302,700	347,400			
	118	303,000	347,800			
	119	303,200	348,200			
	120	303,500	348,600			
	121	303,800	349,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 221,400	円 262,600	円 287,400	円 329,900	円 378,500

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第6条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	267,600	349,500	409,800	477,600
	2	270,100	352,500	412,500	479,900
	3	272,500	355,300	415,000	482,100
	4	274,900	358,200	417,600	484,400
	5	277,000	360,700	420,000	486,600
	6	280,500	363,700	422,000	488,700
	7	284,000	366,700	423,800	490,900
	8	287,400	369,500	425,700	492,900
	9	291,000	371,600	427,500	494,800
	10	294,500	374,100	430,200	496,900
	11	298,100	376,800	432,700	499,000
	12	301,600	379,300	435,100	501,100
	13	305,100	382,000	437,300	503,200
	14	309,000	385,400	439,800	505,100
	15	312,900	388,400	441,800	507,200
	16	316,500	391,700	443,900	509,300
	17	320,100	394,700	445,900	511,200
	18	323,600	397,300	448,100	513,200
	19	327,100	399,700	450,300	515,200
	20	330,600	402,200	452,400	517,000
	21	334,200	404,800	453,800	518,800
	22	337,900	406,800	456,200	520,600
	23	341,300	408,400	458,500	522,400
	24	344,600	410,000	460,700	524,200
	25	347,900	411,700	462,700	525,800
	26	350,400	413,900	465,000	527,600
	27	352,900	416,000	467,200	529,400
	28	355,200	418,000	469,500	531,200
	29	357,300	420,100	471,600	532,800
	30	359,000	422,200	473,800	534,600
	31	360,700	423,800	476,100	536,400
	32	362,500	425,500	478,200	538,200
	33	364,400	427,400	480,000	539,800
	34	366,600	428,900	482,100	541,600
	35	368,700	430,700	484,200	543,300
	36	370,700	432,500	486,200	545,000
	37	372,600	434,400	488,300	546,600
	38	374,800	436,400	490,000	548,200
	39	376,900	438,200	491,800	549,600
	40	378,900	440,100	493,600	551,200



	41	380,900	441,900	495,200	552,700
	42	381,600	443,600	497,000	554,100
	43	382,200	445,300	498,800	555,500
	44	382,900	447,100	500,400	556,800
	45	383,800	448,900	501,800	558,000
	46	385,100	450,700	503,500	559,000
	47	386,400	452,400	505,300	560,000
	48	387,700	454,100	507,000	561,000
	49	388,500	455,700	508,500	562,000
	50	389,300	457,400	509,800	562,900
	51	390,100	459,100	511,100	563,800
	52	390,600	460,800	512,400	564,700
	53	391,400	462,700	513,400	565,500
	54	392,200	463,900	514,700	566,400
	55	392,900	465,100	516,000	567,300
	56	393,600	466,300	517,300	568,200
	57	394,300	467,300	518,300	569,100
	58	395,200	468,300	519,100	570,000
	59	395,900	469,200	519,900	570,900
	60	396,500	470,000	520,700	571,600
	61	397,000	470,800	521,600	572,500
	62	397,500	471,500	522,400	573,400
	63	397,900	472,200	523,300	574,300
	64	398,300	472,800	524,100	575,200
	65	398,600	473,500	525,000	576,100
	66		474,200	525,900	
	67		474,800	526,600	
	68		475,400	527,500	
	69		475,700	528,400	
	70		476,300	529,200	
	71		477,000	530,100	
	72		477,700	531,000	
	73		478,100	531,800	
	74		478,700	532,700	
	75		479,400	533,600	
	76		480,100	534,300	
	77		480,500	535,100	
	78		481,100	536,000	
	79		481,700	536,900	
	80		482,200	537,800	
	81		482,800	538,600	
	82		483,300	539,500	
	83		483,800	540,400	
	84		484,300	541,300	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

	85		484,700	542,100	
	86		485,300	543,000	
	87		485,700	543,900	
	88		486,200	544,800	
	89		486,700	545,600	
	90		487,300		
	91		487,900		
	92		488,300		
	93		488,800		
	94		489,400		
	95		490,000		
	96		490,500		
	97		491,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 300,200	円 342,600	円 397,200	円 470,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	170,100	205,700	239,000	290,300	333,300	376,300
	2	171,500	207,300	240,300	292,100	335,300	378,900
	3	172,900	208,800	241,600	294,100	337,200	381,500
	4	174,300	210,200	242,800	296,000	339,100	384,100
	5	175,600	211,700	244,000	297,800	340,900	386,400
	6	177,400	212,900	245,200	299,800	342,900	389,100
	7	179,100	214,100	246,300	301,600	344,900	391,700
	8	180,700	215,300	247,400	303,500	346,900	394,400
	9	182,300	216,700	248,300	305,300	348,700	396,500
	10	184,000	218,200	249,400	306,900	350,800	398,700
	11	185,600	219,700	250,700	308,400	352,800	400,900
	12	187,500	221,200	251,800	310,000	354,800	403,100
	13	188,900	222,600	253,100	311,700	356,300	405,100
	14	190,700	224,100	254,300	313,600	358,300	407,100
	15	192,700	225,600	255,500	315,600	360,200	409,100
	16	194,500	227,100	256,700	317,400	362,200	411,100
	17	196,400	228,400	257,500	319,200	364,000	412,900
	18	197,600	229,700	258,700	321,100	366,000	414,800
	19	199,100	231,100	259,800	323,000	368,000	416,700
	20	200,500	232,400	260,900	324,800	369,900	418,500
	21	201,700	233,500	262,100	326,600	371,600	420,300
	22	203,200	234,600	262,900	328,500	373,600	421,900
	23	204,600	235,700	263,700	330,300	375,600	423,500
	24	205,900	236,800	264,500	332,200	377,600	425,000
	25	207,500	237,900	265,400	333,900	379,000	426,500
	26	208,500	239,100	266,400	335,800	380,800	427,800
	27	209,600	240,300	267,400	337,700	382,600	429,100
	28	210,700	241,400	268,400	339,500	384,300	430,400
	29	211,900	242,400	269,600	340,800	386,000	431,700
	30	213,000	243,700	271,100	342,600	387,500	432,900
	31	214,100	245,100	272,600	344,300	389,000	434,100
	32	215,200	246,300	273,900	346,100	390,500	435,200
	33	216,600	247,300	275,100	347,800	391,800	436,400
	34	217,900	248,600	276,700	349,600	393,100	437,600
	35	219,200	249,500	278,200	351,400	394,400	438,800
	36	220,400	250,700	279,700	353,200	395,500	440,000

	37	221,400	251,900	281,000	354,800	396,600	441,300
	38	222,400	253,000	282,400	356,500	397,700	442,100
	39	223,400	254,000	283,700	358,100	398,800	442,500
	40	224,400	255,000	285,000	359,700	399,900	443,200
	41	225,300	255,900	286,100	360,900	400,700	443,700
	42	226,100	256,700	287,500	362,000	401,500	444,100
	43	226,900	257,500	288,900	363,200	402,300	444,500
	44	227,800	258,300	290,200	364,400	403,100	444,900
	45	228,700	259,100	291,500	365,400	403,500	445,300
	46	229,600	260,300	293,100	366,200	404,100	445,700
	47	230,500	261,500	294,600	367,200	404,600	446,100
	48	231,400	262,600	296,000	368,300	405,000	446,400
	49	232,100	263,900	297,200	369,300	405,400	446,700
	50	233,000	265,200	298,700	370,300	405,700	447,100
	51	233,900	266,300	300,000	371,300	406,000	447,400
	52	234,700	267,300	301,500	372,200	406,300	447,700
	53	235,000	268,300	302,800	373,000	406,600	448,000
	54	235,800	269,400	304,200	373,800	406,900	
	55	236,400	270,500	305,600	374,700	407,200	
	56	237,100	271,600	306,900	375,500	407,500	
	57	237,700	272,300	307,900	376,000	407,800	
	58	238,300	273,400	309,100	376,800	408,100	
	59	238,800	274,500	310,300	377,600	408,400	
	60	239,300	275,400	311,700	378,400	408,800	
	61	239,900	276,200	313,000	378,800	409,000	
	62	240,400	277,200	314,200	379,500	409,300	
	63	240,900	278,100	315,400	380,200	409,600	
	64	241,500	279,000	316,600	380,800	409,900	
	65	242,000	279,800	317,900	381,200	410,100	
	66	242,500	280,800	318,700	381,800		
	67	243,100	281,700	319,400	382,500		
	68	243,600	282,600	320,100	383,100		
	69	244,100	283,500	320,700	383,500		
	70	244,600	284,500	321,400	384,000		
	71	245,000	285,600	322,100	384,500		
	72	245,500	286,600	322,700	385,000		
	73	246,000	287,200	323,300	385,600		
	74	246,500	287,700	323,500	386,100		
	75	247,000	288,200	324,000	386,700		
	76	247,500	289,000	324,500	387,300		

定年再  
任用  
短時間勤務  
職員以外の  
職員

77	247,800	289,800	325,100	387,800		
78	248,100	290,400	325,600	388,300		
79	248,400	291,000	326,100	388,800		
80	248,600	291,500	326,500	389,300		
81	248,800	292,000	327,100	389,600		
82	249,100	292,500	327,600	390,100		
83	249,400	292,900	328,000	390,500		
84	249,600	293,200	328,500	390,900		
85	249,800	293,400	329,000	391,300		
86		293,600	329,400			
87		293,800	329,600			
88		294,000	329,900			
89		294,400	330,300			
90		294,600	330,700			
91		294,800	331,100			
92		295,000	331,500			
93		295,400	331,800			
94		295,600	332,000			
95		295,800	332,400			
96		296,100	332,700			
97		296,400	332,900			
98		296,600	333,200			
99		296,800	333,500			
100		297,100	333,800			
101		297,400	334,000			
102		297,600	334,300			
103		297,800	334,700			
104		298,100	334,900			
105		298,400	335,100			
106			335,300			
107			335,700			
108			335,900			
109			336,100			
110			336,500			
111			336,900			
112			337,300			
113			337,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 192,600	円 219,200	円 247,400	円 286,000	円 326,800	円 369,100

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	186,400	213,900	256,500	275,300	296,700	335,700
	2	187,800	215,800	257,900	276,200	298,200	337,700
	3	189,300	217,800	259,400	277,000	299,800	339,700
	4	190,700	219,700	260,800	277,800	301,400	341,700
	5	192,200	221,700	262,000	278,300	302,700	343,700
	6	193,700	223,500	262,800	279,200	304,400	345,800
	7	195,200	225,300	263,600	279,900	306,000	347,800
	8	196,700	227,000	264,300	280,800	307,600	349,800
	9	197,900	228,700	265,000	281,700	309,200	351,300
	10	199,600	230,100	265,700	282,300	310,600	353,300
	11	201,200	231,400	266,500	283,200	311,800	355,200
	12	202,700	232,300	267,200	284,100	313,100	357,200
	13	204,100	233,700	268,000	285,000	314,300	359,100
	14	206,100	234,700	268,900	285,900	315,900	361,100
	15	208,200	235,700	269,700	286,800	317,500	363,100
	16	210,200	236,600	270,600	287,700	319,100	365,100
	17	212,200	237,700	271,100	288,700	320,600	367,000
	18	214,200	239,100	271,900	289,700	322,100	369,000
	19	216,300	240,500	272,700	290,700	323,600	371,100
	20	218,300	241,600	273,500	291,800	325,000	373,100
	21	220,200	242,700	274,200	293,100	326,400	374,800
	22	221,900	244,300	274,900	294,500	327,800	376,900
	23	223,600	246,000	275,600	295,700	329,300	379,000
	24	225,300	247,400	276,400	296,900	330,700	381,000
	25	226,600	248,600	277,200	298,000	332,100	382,900
	26	227,900	249,900	277,900	299,400	333,500	384,500
	27	229,000	251,300	278,700	300,800	334,900	386,300
	28	230,000	252,600	279,500	302,200	336,300	388,100
	29	231,100	254,000	280,500	303,200	337,400	389,800
	30	231,900	255,000	281,600	304,500	338,900	391,500
	31	232,700	255,800	283,000	305,800	340,300	393,400
	32	233,400	256,500	284,200	307,000	341,800	395,100
	33	234,500	257,300	285,400	308,200	343,300	396,800
	34	235,700	258,200	286,700	309,600	344,800	398,500
	35	236,800	259,100	287,800	311,000	346,300	400,300
	36	237,800	259,800	289,000	312,400	347,800	402,000
	37	238,800	260,500	290,400	313,700	349,400	403,600
	38	240,100	261,400	291,500	315,000	351,000	405,300
	39	241,400	262,300	292,600	316,400	352,500	407,100
	40	242,600	263,200	293,600	317,800	354,000	408,900

41	243,400	263,600	294,600	319,300	355,200	410,400
42	244,400	264,400	295,800	320,700	356,700	411,900
43	245,400	265,200	297,000	322,100	358,200	413,400
44	246,400	265,900	298,200	323,400	359,600	414,700
45	247,400	266,600	299,300	324,200	361,000	415,800
46	248,400	267,300	300,600	325,600	362,000	416,900
47	249,300	268,000	301,900	327,000	363,400	418,000
48	250,100	268,700	303,100	328,500	364,700	419,200
49	250,900	269,400	304,200	329,600	366,000	420,500
50	251,800	270,200	305,400	330,900	367,400	421,600
51	252,700	270,900	306,600	332,200	368,700	422,800
52	253,500	271,800	307,900	333,500	370,000	423,900
53	254,100	272,700	309,300	334,800	371,500	425,100
54	255,000	273,800	310,600	336,100	372,700	426,100
55	255,900	274,900	311,900	337,400	373,800	427,200
56	256,700	276,100	313,100	338,700	375,000	428,300
57	257,400	277,300	313,900	339,600	376,100	429,400
58	258,300	278,700	315,100	340,900	377,000	429,900
59	258,900	280,000	316,300	342,100	378,000	430,500
60	259,700	281,300	317,700	343,400	378,900	430,900
61	260,400	282,500	318,800	344,400	379,500	431,500
62	261,100	283,700	320,100	345,300	380,300	432,000
63	261,800	284,800	321,300	346,400	381,100	432,400
64	262,500	285,900	322,500	347,600	381,900	432,900
65	263,100	286,900	323,700	348,700	382,600	433,400
66	263,800	288,100	325,000	349,900	383,300	433,800
67	264,400	289,300	326,200	351,100	384,100	434,100
68	265,000	290,300	327,400	352,100	384,800	434,400
69	265,600	291,300	328,100	353,100	385,400	434,800
70	266,200	292,700	329,200	354,100	386,000	
71	267,000	294,000	330,300	355,200	386,700	
72	267,800	295,200	331,200	356,300	387,300	
73	269,000	296,200	332,300	357,100	388,000	
74	270,100	297,500	333,000	358,200	388,500	
75	271,100	298,700	334,100	359,300	389,100	
76	272,100	299,900	335,200	360,300	389,600	
77	273,000	301,200	336,300	361,000	390,000	
78	273,900	302,400	337,500	361,800	390,600	
79	274,800	303,600	338,600	362,600	391,100	
80	275,700	304,800	339,700	363,300	391,400	
81	276,500	305,300	340,800	363,900	391,700	
82	277,400	306,500	341,900	364,400	392,200	
83	278,300	307,600	342,900	365,000	392,600	
84	278,900	308,700	344,000	365,500	392,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	85	279,600	309,800	344,900	366,100	393,200
	86	280,300	311,000	345,900	366,600	393,700
	87	281,000	312,200	346,800	367,200	394,200
	88	281,700	313,300	347,800	367,700	394,600
	89	282,500	314,400	348,700	368,100	394,900
	90	283,300	315,600	349,500	368,500	395,300
	91	284,100	316,800	350,300	369,100	395,800
	92	284,900	317,900	351,100	369,600	396,200
	93	285,700	318,700	351,700	369,900	396,600
	94	286,700	319,400	352,300	370,400	
	95	287,600	320,100	353,000	370,800	
	96	288,500	320,700	353,600	371,100	
	97	289,100	321,200	354,000	371,700	
	98	289,700	321,500	354,400	372,200	
	99	290,300	322,100	354,900	372,700	
	100	291,200	322,700	355,300	373,200	
	101	292,000	323,100	355,800	373,800	
	102	292,800	323,700	356,200	374,300	
	103	293,600	324,300	356,700	374,800	
	104	294,400	324,800	357,100	375,200	
	105	295,000	325,200	357,400	375,800	
	106	295,500	325,700	357,900	376,300	
	107	296,000	326,200	358,300	376,800	
	108	296,400	326,700	358,600	377,300	
	109	296,600	327,100	359,100	377,900	
	110	296,900	327,500	359,600	378,300	
	111	297,100	327,800	360,100	378,800	
	112	297,400	328,100	360,600	379,300	
	113	297,700	328,400	361,100	379,900	
	114	297,900	328,800	361,600		
	115	298,200	329,200	362,100		
	116	298,400	329,500	362,500		
	117	298,700	329,700	362,900		
	118	299,000	330,000	363,300		
	119	299,300	330,400	363,800		
	120	299,600	330,600	364,300		
	121	299,900	330,800	364,700		
	122	300,300	331,100	365,200		
	123	300,600	331,400	365,700		
	124	301,000	331,700	366,200		
	125	301,200	331,900	366,500		
	126	301,400	332,200			
	127	301,700	332,600			
	128	302,100	332,800			



129	302,300	333,000				
130	302,600	333,200				
131	303,000	333,600				
132	303,400	333,800				
133	303,600	334,100				
134	303,900	334,500				
135	304,300	334,900				
136	304,600	335,300				
137	304,800	335,600				
138	305,100	336,000				
139	305,500	336,400				
140	305,800	336,800				
141	306,000	337,100				
142	306,400	337,500				
143	306,800	337,800				
144	307,100	338,200				
145	307,300	338,500				
146	307,500	338,900				
147	307,800	339,300				
148	308,200	339,700				
149	308,400	340,000				
150	308,600	340,400				
151	308,900	340,800				
152	309,200	341,200				
153	309,600	341,500				
154	309,800					
155	310,000					
156	310,300					
157	310,600					
158	310,900					
159	311,200					
160	311,500					
161	311,900					
162	312,200					
163	312,500					
164	312,800					
165	313,200					
166	313,500					
167	313,800					
168	314,100					
169	314,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 239,000	円 259,300	円 266,500	円 276,700	円 293,000	円 330,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第十七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 獣医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額五万円</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十二・五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百二・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第十七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十二年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 獣医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三万円</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十一月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。)にあつては、六月に支給する場合においては百分の百、十一月に支給する場合においては百分の百五を乗じて得た額)に、基準日以前六</p>

<p>一〇四 (略)</p>	<p>簡月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〇四 (略)</p>
<p>3 特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」とする。</p>	<p>3 特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p>
<p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」とする。</p>	<p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。</p>
<p>5〇7 (略) (勤勉手当)</p>	<p>5〇7 (略) (勤勉手当)</p>
<p>第二十二条 (略)</p>	<p>第二十二条 (略)</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>
<p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五(特定管理職員にあつては、百分の百二十二・五)を乗じて得た額の総額</p>	<p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百(特定管理職員にあつては、百分の百二十)、十一月に支給する場合においては百分の百五(特定管理職員にあつては、百分の</p>

<p>一 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十八・七五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>百二十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>一 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五）、十二月に支給する場合においては百分の五十（特定管理職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 (略)</p>
---	---

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="212 1406 655 1653"> <tr> <td>給料月額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>405,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>464,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>525,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>606,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>704,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>803,000</td> </tr> </table> <p>2 法第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第二号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="212 1843 486 1993"> <tr> <td>給料月額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>339,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>374,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>401,000</td> </tr> </table>	給料月額	円	1	405,000	2	464,000	3	525,000	4	606,000	5	704,000	6	803,000	給料月額	円		339,000		374,000		401,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="826 1406 1283 1653"> <tr> <td>給料月額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>401,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>459,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>519,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>599,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>696,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>794,000</td> </tr> </table> <p>2 法第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第二号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="826 1843 1110 1993"> <tr> <td>給料月額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>335,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>370,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>397,000</td> </tr> </table>	給料月額	円	1	401,000	2	459,000	3	519,000	4	599,000	5	696,000	6	794,000	給料月額	円		335,000		370,000		397,000
給料月額	円																																												
1	405,000																																												
2	464,000																																												
3	525,000																																												
4	606,000																																												
5	704,000																																												
6	803,000																																												
給料月額	円																																												
	339,000																																												
	374,000																																												
	401,000																																												
給料月額	円																																												
1	401,000																																												
2	459,000																																												
3	519,000																																												
4	599,000																																												
5	696,000																																												
6	794,000																																												
給料月額	円																																												
	335,000																																												
	370,000																																												
	397,000																																												

号給	1	2	3
3	<p>3 6 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p>		
第六条	(略)		
2	(略)		
3	<p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>		

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づ</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づ</p>

<p>く人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p>	<p>く人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十一」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>
--	--

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																
<p>(特定任期付職員についての給与の特例)</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">給料月額</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>383,000</td> <td>430,000</td> <td>480,000</td> <td>542,000</td> <td>618,000</td> <td>721,000</td> </tr> <tr> <td>号給</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> </table> <p>2 ～ 5 (略)</p> <p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例</p>	給料月額	円									383,000	430,000	480,000	542,000	618,000	721,000	号給		1	2	3	4	5	6								7	<p>(特定任期付職員についての給与の特例)</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">給料月額</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>379,000</td> <td>425,000</td> <td>475,000</td> <td>536,000</td> <td>611,000</td> <td>713,000</td> </tr> <tr> <td>号給</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> </table> <p>2 ～ 5 (略)</p> <p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例</p>	給料月額	円									379,000	425,000	475,000	536,000	611,000	713,000	号給		1	2	3	4	5	6								7
給料月額	円																																																																
		383,000	430,000	480,000	542,000	618,000	721,000																																																										
号給		1	2	3	4	5	6																																																										
							7																																																										
給料月額	円																																																																
		379,000	425,000	475,000	536,000	611,000	713,000																																																										
号給		1	2	3	4	5	6																																																										
							7																																																										

<p>第六十一号) 第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>	<p>第六十一号) 第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>
<p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号) 第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>	<p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号) 第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p>
<p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三</p>	<p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三</p>

<p>条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p>	<p>条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>
<p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p>	<p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、



令和六年四月一日から施行する。

- 2 第一条の規定（第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二条第二項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定（第六条第三項の改正規定を除く。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定（第五条第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和五年四月一日から適用し、第一条の規定（第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定（第六条第三項の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定（第五条第二項及び第三項の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和五年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 令和五年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「新条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から令和六年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間において、新条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 新条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定（以下この項においてこれらを「新条例等の規定」という。）を適用する場合においては、旧条例の規定、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例等の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十四号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に、百分の百二十を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

第二条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>会計年度任用職員の報酬等に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその</p>	<p>会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法</p>

<p>支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に、百分の百二十一・五を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>について定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>第七条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対し、当該職員の任命権者が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前条第三項の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>第八条 (略)</p>	<p>第七条 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例のうち、第一条及び次項から附則第四項までの規定は公布の日から、第二条並びに附則第五項及び第六項の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和五年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

5 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和三十六年三重県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令日に受ける給料の月額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十二条の二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬（会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第一号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬に限る。）の額）の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令日に受ける給料の月額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十二条の二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬に限る。）の額）の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

（語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年三重県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 前項に規定するもののほか、外国青年の報酬の支給方法については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、<u>第三項に規定する報酬の支給方法については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例</u>（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 前項に規定するもののほか、外国青年の報酬の支給方法については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、第三項に規定する報酬の支給方法については、<u>会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員の例による。</p>

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十五号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>六月に支給する場合には百分の百二十</u>、<u>十二月に支給する場合には百分の百二十五</u>を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、<u>「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。</u></p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ</p>

<p>の基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百五を乗じて得た額の総額</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十七・五、十二月に支給する場合においては百分の五十を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ～ 5 (略)</p>	<p>の基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百を乗じて得た額の総額</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ～ 5 (略)</p>
--	--

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第9条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	180,100	222,600	277,800	340,500	421,600
	2	181,600	224,300	280,100	342,500	423,400
	3	183,200	225,800	282,400	344,500	425,200
	4	184,700	227,300	284,500	346,500	426,800
	5	186,300	229,000	286,700	348,500	428,300
	6	188,200	230,300	288,900	350,100	429,800
	7	190,000	231,500	291,100	351,700	431,600
	8	191,900	232,800	293,200	353,200	433,400
	9	193,600	234,500	295,300	354,700	435,100
	10	195,700	236,200	297,600	356,700	436,900
	11	197,700	237,900	299,900	358,700	438,800
	12	199,700	239,500	302,000	360,600	440,600
	13	201,700	241,000	304,200	362,500	442,300
	14	203,800	243,000	306,000	364,400	444,200
	15	205,900	244,900	307,800	366,200	446,000
	16	208,000	246,800	309,500	367,800	447,900
	17	210,200	248,500	311,100	369,400	449,600
	18	212,300	250,900	313,300	371,200	451,400
	19	214,500	253,300	315,400	373,000	453,200
	20	216,400	255,700	317,700	374,800	455,000
	21	218,600	258,100	319,700	376,400	456,600
	22	220,200	260,500	321,900	378,300	458,300
	23	221,700	262,800	324,100	380,000	460,200
	24	223,200	265,000	326,400	381,700	461,900
	25	224,700	267,200	328,600	383,000	463,600
	26	225,900	269,400	330,800	384,800	465,200
	27	227,100	271,800	332,900	386,600	466,800
	28	228,400	273,900	334,900	388,500	468,300
	29	229,700	276,200	336,900	390,300	469,800
	30	231,200	278,500	338,300	392,100	471,100
	31	232,800	280,700	339,700	394,000	472,400
	32	234,200	282,800	341,300	395,900	473,700
	33	235,600	284,900	342,800	397,500	474,900
	34	237,300	287,100	344,800	399,200	475,600
	35	239,100	289,200	346,900	400,800	476,300
	36	240,600	291,100	348,700	402,500	477,000
	37	242,000	293,200	350,600	403,700	477,600
	38	243,500	294,900	352,500	405,100	478,300
	39	245,000	296,700	354,400	406,500	479,000
	40	246,500	298,400	356,300	407,900	479,700



41	247,900	299,700	358,200	409,500	480,300
42	249,200	301,700	360,100	410,900	481,000
43	250,400	303,600	362,000	412,200	481,700
44	251,500	305,600	363,900	413,600	482,400
45	252,600	307,600	365,700	415,000	483,000
46	253,800	309,700	367,600	416,300	
47	255,000	311,900	369,500	417,800	
48	256,000	314,100	371,400	419,300	
49	257,100	316,200	373,000	420,900	
50	258,400	318,500	374,800	422,300	
51	259,600	320,700	376,700	423,900	
52	260,900	322,800	378,700	425,400	
53	262,000	324,900	380,500	427,100	
54	263,200	326,400	382,300	428,600	
55	264,500	327,900	384,000	430,200	
56	265,500	329,400	385,600	431,800	
57	266,600	331,100	387,100	433,300	
58	267,300	333,100	388,700	434,800	
59	268,300	335,100	390,300	436,000	
60	269,300	337,000	391,900	437,200	
61	270,200	338,800	393,100	438,400	
62	271,000	340,800	394,500	439,700	
63	271,800	342,800	395,900	441,000	
64	272,600	344,700	397,200	442,200	
65	273,700	346,400	398,400	443,400	
66	275,000	348,400	399,600	444,600	
67	276,300	350,400	400,900	445,800	
68	277,600	352,400	402,200	447,000	
69	278,800	354,200	403,500	448,200	
70	280,000	356,100	404,800	449,400	
71	281,200	358,000	406,200	450,600	
72	282,400	359,900	407,400	451,800	
73	283,400	361,500	408,600	452,900	
74	284,400	363,400	410,000	453,500	
75	285,400	365,200	411,400	454,000	
76	286,300	367,100	412,700	454,500	
77	287,200	368,900	413,900	455,000	
78	288,100	370,600	415,100	455,600	
79	289,000	372,200	416,400	456,100	
80	289,900	373,800	417,800	456,600	
81	290,700	375,200	419,100	457,100	
82	291,800	376,700	420,300	457,700	
83	292,800	378,100	421,300	458,200	
84	293,800	379,400	422,500	458,700	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

85	294,800	380,500	423,700	459,200
86	295,800	381,900	424,900	
87	296,800	383,300	426,100	
88	297,800	384,600	427,100	
89	298,900	385,800	428,200	
90	300,000	387,100	429,200	
91	301,100	388,200	430,200	
92	302,100	389,400	431,200	
93	302,600	390,600	432,100	
94	303,600	391,700	432,900	
95	304,700	392,900	433,700	
96	305,900	394,100	434,500	
97	306,900	395,500	435,300	
98	308,000	396,500	435,700	
99	309,000	397,500	436,100	
100	310,000	398,500	436,500	
101	310,800	399,400	436,900	
102	311,900	400,400	437,200	
103	312,900	401,500	437,500	
104	313,900	402,600	437,700	
105	314,500	403,300	438,000	
106	315,400	404,200	438,300	
107	316,200	405,100	438,600	
108	317,000	406,000	438,800	
109	317,700	406,800	439,000	
110	318,100	407,700	439,300	
111	318,500	408,500	439,600	
112	319,000	409,300	439,800	
113	319,500	409,900	440,000	
114	319,900	410,600	440,300	
115	320,400	411,300	440,600	
116	320,800	412,000	440,800	
117	321,300	412,600	441,000	
118	321,800	413,100		
119	322,200	413,500		
120	322,700	413,900		
121	323,200	414,200		
122	323,600	414,500		
123	324,100	414,800		
124	324,600	415,000		
125	325,200	415,200		
126	325,500	415,500		
127	325,800	415,800		
128	326,100	416,000		

	129	326,300	416,200			
	130	326,600	416,500			
	131	326,900	416,800			
	132	327,200	417,000			
	133	327,400	417,200			
	134	327,600	417,500			
	135	327,800	417,800			
	136	328,100	418,000			
	137	328,400	418,200			
	138	328,600	418,500			
	139	328,900	418,800			
	140	329,200	419,000			
	141	329,400	419,200			
	142	329,600	419,500			
	143	329,900	419,800			
	144	330,100	420,000			
	145	330,400	420,200			
	146	330,600				
	147	330,900				
	148	331,200				
	149	331,400				
	150	331,600				
	151	331,900				
	152	332,200				
	153	332,400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 237,900	円 278,200	円 306,900	円 335,100	円 419,500

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第9条関係)

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	180,100	196,300	277,800	306,100	411,400
	2	181,600	198,400	280,100	308,700	412,900
	3	183,200	200,500	282,400	311,500	414,400
	4	184,700	202,700	284,500	313,900	415,800
	5	186,300	204,800	286,700	316,200	417,100
	6	188,200	206,900	288,900	318,300	418,500
	7	190,000	209,000	291,100	320,400	419,900
	8	191,900	211,100	293,200	322,500	421,300
	9	193,600	213,300	295,300	324,500	422,700
	10	195,700	215,700	297,600	326,700	424,100
	11	197,700	218,000	299,900	329,000	425,500
	12	199,700	220,200	302,000	331,300	426,800
	13	201,700	222,600	304,200	333,500	428,100
	14	203,800	224,300	306,000	335,300	429,500
	15	205,900	225,800	307,800	337,100	430,900
	16	208,000	227,300	309,500	338,800	432,300
	17	210,200	229,000	311,100	340,500	433,500
	18	212,300	230,300	313,300	342,500	434,800
	19	214,500	231,500	315,400	344,500	436,000
	20	216,400	232,800	317,700	346,500	437,300
	21	218,600	234,500	319,700	348,500	438,400
	22	220,200	236,200	321,900	350,100	439,600
	23	221,700	237,900	324,100	351,700	440,900
	24	223,200	239,500	326,400	353,200	442,200
	25	224,700	241,000	328,600	354,700	443,500
	26	225,800	243,000	330,800	356,500	444,700
	27	226,900	244,900	332,900	358,200	445,700
	28	228,100	246,800	334,900	359,900	446,800
	29	229,600	248,500	336,900	361,500	448,000
	30	231,100	250,900	338,300	363,100	448,800
	31	232,600	253,300	339,700	364,700	449,600
	32	234,100	255,700	341,300	366,200	450,500
	33	235,400	258,100	342,800	367,500	451,400
	34	237,000	260,500	344,800	369,000	451,900
	35	238,700	262,800	346,900	370,500	452,400
	36	240,100	265,000	348,700	372,200	452,900
	37	241,400	267,200	350,500	373,900	453,400
	38	242,800	269,400	352,200	375,400	453,900
	39	244,200	271,800	353,900	376,700	454,400
	40	245,600	273,900	355,500	378,100	454,900

	41	246,900	276,200	357,000	379,200	455,400
	42	248,200	278,500	358,700	380,600	455,900
	43	249,400	280,700	360,300	382,000	456,400
	44	250,700	282,800	361,900	383,500	456,900
	45	252,000	284,900	363,600	384,900	457,400
	46	253,300	287,100	365,300	386,500	
	47	254,500	289,200	366,600	388,000	
	48	255,600	291,100	368,000	389,500	
	49	256,700	293,200	369,200	390,800	
	50	258,000	294,900	370,700	392,300	
	51	259,300	296,700	372,300	393,700	
	52	260,300	298,400	373,800	395,000	
	53	261,400	299,700	375,200	396,200	
	54	262,800	301,700	376,700	397,500	
	55	263,800	303,600	378,200	398,600	
	56	264,800	305,600	379,600	399,700	
	57	265,800	307,600	381,000	400,900	
	58	266,800	309,700	382,400	402,100	
	59	267,800	311,900	383,700	403,300	
	60	268,800	314,100	385,000	404,500	
	61	269,700	316,200	385,900	405,600	
	62	270,400	318,500	387,100	406,600	
	63	271,100	320,700	388,200	407,900	
	64	271,700	322,800	389,300	409,100	
	65	272,400	324,900	390,100	410,300	
	66	273,600	326,400	391,200	411,400	
	67	274,700	327,900	392,200	412,500	
	68	275,800	329,400	393,200	413,600	
	69	277,100	331,100	394,300	414,600	
	70	278,500	333,100	395,300	415,800	
	71	279,700	335,100	396,400	417,000	
	72	280,900	337,000	397,500	418,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	281,700	338,800	398,500	418,800	
	74	282,600	340,800	399,600	419,600	
	75	283,600	342,700	400,700	420,300	
	76	284,600	344,600	401,700	420,800	
	77	285,500	346,300	402,600	421,100	
	78	286,500	348,100	403,500	421,500	
	79	287,600	349,800	404,500	421,900	
	80	288,400	351,500	405,500	422,300	
	81	289,200	353,300	406,300	422,600	
	82	290,000	355,000	407,100	423,000	
	83	290,800	356,400	407,800	423,400	
	84	291,600	358,000	408,600	423,700	

85	292,500	359,200	409,300	424,000
86	293,300	360,800	410,100	424,400
87	294,000	362,300	410,800	424,800
88	294,800	363,800	411,500	425,100
89	295,700	365,100	412,100	425,400
90	296,600	366,400	412,800	425,700
91	297,500	367,700	413,300	426,000
92	298,200	369,100	414,000	426,200
93	298,500	370,500	414,400	426,400
94	299,200	371,800	414,800	426,700
95	299,900	373,000	415,100	427,000
96	300,600	374,100	415,400	427,200
97	301,300	375,100	415,600	427,400
98	302,100	376,100	415,900	427,700
99	302,900	377,100	416,200	428,000
100	303,600	378,000	416,400	428,200
101	304,300	378,800	416,600	428,400
102	304,700	379,800	416,900	
103	305,100	380,700	417,200	
104	305,500	381,600	417,400	
105	305,700	382,400	417,600	
106	306,000	383,300	417,900	
107	306,300	384,200	418,200	
108	306,500	385,100	418,400	
109	306,700	385,900	418,600	
110	306,900	386,900	418,900	
111	307,200	387,800	419,200	
112	307,500	388,700	419,400	
113	307,700	389,300	419,600	
114	307,900	390,200	419,900	
115	308,100	391,100	420,200	
116	308,400	392,000	420,400	
117	308,700	392,800	420,600	
118	308,900	393,500		
119	309,200	394,300		
120	309,500	395,100		
121	309,700	395,700		
122	309,900	396,500		
123	310,100	397,200		
124	310,400	397,900		
125	310,700	398,500		
126		399,200		
127		399,700		
128		400,300		

	129		401,000			
	130		401,600			
	131		402,100			
	132		402,600			
	133		402,900			
	134		403,200			
	135		403,500			
	136		403,800			
	137		404,100			
	138		404,400			
	139		404,700			
	140		405,000			
	141		405,300			
	142		405,600			
	143		405,900			
	144		406,200			
	145		406,400			
	146		406,700			
	147		407,000			
	148		407,200			
	149		407,400			
	150		407,700			
	151		408,000			
	152		408,200			
	153		408,400			
	154		408,700			
	155		409,000			
	156		409,200			
	157		409,400			
定年前任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 229,100	円 275,000	円 302,000	円 328,400	円 409,500

備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第9条関係)

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	170,100	205,700	239,000	290,300	333,300
	2	171,500	207,300	240,300	292,100	335,300
	3	172,900	208,800	241,600	294,100	337,200
	4	174,300	210,200	242,800	296,000	339,100
	5	175,600	211,700	244,000	297,800	340,900
	6	177,400	212,900	245,200	299,800	342,900
	7	179,100	214,100	246,300	301,600	344,900
	8	180,700	215,300	247,400	303,500	346,900
	9	182,300	216,700	248,300	305,300	348,700
	10	184,000	218,200	249,400	306,900	350,800
	11	185,600	219,700	250,700	308,400	352,800
	12	187,500	221,200	251,800	310,000	354,800
	13	188,900	222,600	253,100	311,700	356,300
	14	190,700	224,100	254,300	313,600	358,300
	15	192,700	225,600	255,500	315,600	360,200
	16	194,500	227,100	256,700	317,400	362,200
	17	196,400	228,400	257,500	319,200	364,000
	18	197,600	229,700	258,700	321,100	366,000
	19	199,100	231,100	259,800	323,000	368,000
	20	200,500	232,400	260,900	324,800	369,900
	21	201,700	233,500	262,100	326,600	371,600
	22	203,200	234,600	262,900	328,500	373,600
	23	204,600	235,700	263,700	330,300	375,600
	24	205,900	236,800	264,500	332,200	377,600
	25	207,500	237,900	265,400	333,900	379,000
	26	208,500	239,100	266,400	335,800	380,800
	27	209,600	240,300	267,400	337,700	382,600
	28	210,700	241,400	268,400	339,500	384,300
	29	211,900	242,400	269,600	340,800	386,000
	30	213,000	243,700	271,100	342,600	387,500
	31	214,100	245,100	272,600	344,300	389,000
	32	215,200	246,300	273,900	346,100	390,500
	33	216,600	247,300	275,100	347,800	391,800
	34	217,900	248,600	276,700	349,600	393,100
	35	219,200	249,500	278,200	351,400	394,400
	36	220,400	250,700	279,700	353,200	395,500
	37	221,400	251,900	281,000	354,800	396,600
	38	222,400	253,000	282,400	356,500	397,700
	39	223,400	254,000	283,700	358,100	398,800
	40	224,400	255,000	285,000	359,700	399,900



	41	225,300	255,900	286,100	360,900	400,700
	42	226,100	256,700	287,500	362,000	401,500
	43	226,900	257,500	288,900	363,200	402,300
	44	227,800	258,300	290,200	364,400	403,100
	45	228,700	259,100	291,500	365,400	403,500
	46	229,600	260,300	293,100	366,200	404,100
	47	230,500	261,500	294,600	367,200	404,600
	48	231,400	262,600	296,000	368,300	405,000
	49	232,100	263,900	297,200	369,300	405,400
	50	233,000	265,200	298,700	370,300	405,700
	51	233,900	266,300	300,000	371,300	406,000
	52	234,700	267,300	301,500	372,200	406,300
	53	235,000	268,300	302,800	373,000	406,600
	54	235,800	269,400	304,200	373,800	406,900
	55	236,400	270,500	305,600	374,700	407,200
	56	237,100	271,600	306,900	375,500	407,500
	57	237,700	272,300	307,900	376,000	407,800
	58	238,300	273,400	309,100	376,800	408,100
	59	238,800	274,500	310,300	377,600	408,400
	60	239,300	275,400	311,700	378,400	408,800
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	239,900	276,200	313,000	378,800	409,000
	62	240,400	277,200	314,200	379,500	409,300
	63	240,900	278,100	315,400	380,200	409,600
	64	241,500	279,000	316,600	380,800	409,900
	65	242,000	279,800	317,900	381,200	410,100
	66	242,500	280,800	318,700	381,800	
	67	243,100	281,700	319,400	382,500	
	68	243,600	282,600	320,100	383,100	
	69	244,100	283,500	320,700	383,500	
	70	244,600	284,500	321,400	384,000	
	71	245,000	285,600	322,100	384,500	
	72	245,500	286,600	322,700	385,000	
	73	246,000	287,200	323,300	385,600	
	74	246,500	287,700	323,500	386,100	
	75	247,000	288,200	324,000	386,700	
	76	247,500	289,000	324,500	387,300	
	77	247,800	289,800	325,100	387,800	
	78	248,100	290,400	325,600	388,300	
	79	248,400	291,000	326,100	388,800	
	80	248,600	291,500	326,500	389,300	
	81	248,800	292,000	327,100	389,600	
	82	249,100	292,500	327,600	390,100	
	83	249,400	292,900	328,000	390,500	
	84	249,600	293,200	328,500	390,900	

	85	249,800	293,400	329,000	391,300	
	86		293,600	329,400		
	87		293,800	329,600		
	88		294,000	329,900		
	89		294,400	330,300		
	90		294,600	330,700		
	91		294,800	331,100		
	92		295,000	331,500		
	93		295,400	331,800		
	94		295,600	332,000		
	95		295,800	332,400		
	96		296,100	332,700		
	97		296,400	332,900		
	98		296,600	333,200		
	99		296,800	333,500		
	100		297,100	333,800		
	101		297,400	334,000		
	102		297,600	334,300		
	103		297,800	334,700		
	104		298,100	334,900		
	105		298,400	335,100		
	106			335,300		
	107			335,700		
	108			335,900		
	109			336,100		
	110			336,500		
	111			336,900		
	112			337,300		
	113			337,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,600	円 219,200	円 247,400	円 286,000	円 326,800

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四 (第9条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,000	210,900	243,800	274,500	298,300	326,000
	2	166,100	212,600	245,300	276,100	300,400	328,200
	3	167,300	214,300	246,700	277,600	302,400	330,400
	4	168,400	215,800	248,100	279,200	304,300	332,400
	5	169,500	217,300	249,300	280,700	306,100	334,400
	6	170,600	219,100	250,900	282,400	307,900	336,400
	7	171,700	220,800	252,400	284,200	309,500	338,300
	8	172,800	222,500	253,800	286,000	311,100	340,200
	9	173,800	224,000	254,900	287,700	312,700	342,100
	10	175,200	225,500	256,300	289,600	314,900	344,100
	11	176,500	227,000	257,800	291,400	317,100	346,100
	12	177,800	228,500	259,100	293,200	319,100	348,100
	13	179,000	229,700	260,400	295,000	321,100	349,900
	14	180,500	231,100	261,600	296,600	323,100	351,900
	15	182,000	232,500	262,800	298,000	325,000	353,800
	16	183,600	233,900	264,000	299,400	326,900	355,700
	17	184,700	235,300	265,200	300,900	328,800	357,400
	18	186,100	236,900	266,500	302,900	330,800	359,400
	19	187,500	238,400	267,800	304,900	332,700	361,200
	20	188,900	239,800	269,100	306,700	334,600	363,100
	21	190,200	241,000	270,500	308,400	336,300	365,000
	22	192,500	242,600	272,000	310,300	338,300	366,900
	23	194,700	244,100	273,600	312,200	340,300	368,800
	24	196,900	245,500	275,100	314,000	342,200	370,700
	25	199,100	246,500	276,700	315,700	343,600	372,600
	26	200,800	248,000	278,400	317,700	345,500	374,500
	27	202,300	249,300	280,000	319,700	347,400	376,400
	28	203,800	250,500	281,600	321,600	349,300	378,300
	29	205,300	251,600	283,200	323,300	350,900	379,800
	30	206,700	252,600	284,700	325,300	352,800	381,600
	31	208,100	253,500	286,200	327,300	354,600	383,400
	32	209,500	254,400	287,700	329,300	356,400	385,000
	33	210,900	255,300	288,800	330,500	358,200	386,700
	34	212,200	256,200	290,400	332,500	360,000	388,100
	35	213,500	257,000	291,900	334,400	361,700	389,500
	36	214,800	257,800	293,400	336,400	363,400	390,900
	37	216,100	258,500	294,800	338,300	364,800	392,300
	38	217,300	259,600	296,400	340,200	366,100	393,500
	39	218,500	260,800	298,000	342,100	367,400	394,700
	40	219,600	261,900	299,600	344,000	368,800	395,700

41	220,700	263,100	301,100	345,800	369,900	396,800
42	221,800	264,300	302,700	347,700	370,800	398,000
43	222,800	265,400	304,200	349,500	371,800	399,100
44	223,800	266,500	305,700	351,300	372,900	400,200
45	224,700	267,600	307,300	352,800	373,700	400,900
46	225,600	268,700	308,900	354,200	374,600	401,600
47	226,500	269,800	310,500	355,600	375,500	402,300
48	227,400	270,800	312,000	357,100	376,300	403,000
49	228,300	271,800	312,900	358,600	377,100	403,600
50	229,200	272,800	314,400	359,400	377,900	404,200
51	230,100	273,800	315,900	360,400	378,700	404,700
52	231,000	274,700	317,500	361,400	379,400	405,100
53	231,800	275,600	319,100	362,300	380,100	405,500
54	232,700	276,500	320,700	363,400	380,800	405,800
55	233,600	277,400	322,200	364,300	381,500	406,100
56	234,400	278,300	323,700	365,300	382,200	406,400
57	234,700	279,200	325,100	366,200	382,700	406,700
58	235,500	280,100	326,300	366,900	383,300	407,000
59	236,200	281,000	327,400	367,600	383,900	407,300
60	236,800	281,900	328,500	368,200	384,600	407,600
61	237,400	282,900	329,200	368,600	385,000	407,900
62	238,100	283,900	330,100	369,200	385,700	408,200
63	238,700	284,800	330,900	369,900	386,300	408,500
64	239,200	285,700	331,700	370,600	386,900	408,800
65	239,700	286,200	332,500	370,900	387,300	409,100
66	240,200	286,900	332,900	371,600	387,900	409,400
67	240,700	287,600	333,500	372,300	388,500	409,700
68	241,300	288,500	334,200	372,900	389,100	410,000
69	241,800	289,500	335,000	373,200	389,500	410,200
70	242,300	290,300	335,700	373,800	390,000	410,500
71	242,800	291,100	336,400	374,500	390,500	410,800
72	243,300	291,900	337,000	375,100	391,100	411,000
73	243,800	292,600	337,500	375,400	391,400	411,200
74	244,300	293,100	338,100	376,000	391,800	411,500
75	244,700	293,500	338,600	376,700	392,200	411,800
76	245,200	293,900	339,200	377,300	392,600	412,000
77	245,700	294,100	339,500	377,700	392,900	412,200
78	246,200	294,400	340,000	378,200	393,200	412,500
79	246,700	294,600	340,400	378,800	393,500	412,800
80	247,200	294,900	340,800	379,300	393,700	413,000
81	247,600	295,100	341,200	379,800	393,900	413,200
82	248,100	295,300	341,700	380,400	394,200	413,500
83	248,500	295,600	342,200	380,900	394,500	413,800
84	248,900	295,800	342,700	381,200	394,700	414,000

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

85	249,300	296,100	343,000	381,600	394,900	414,200
86	249,700	296,400	343,400	382,100	395,200	
87	250,100	296,700	343,900	382,500	395,500	
88	250,500	297,000	344,300	382,900	395,700	
89	250,900	297,300	344,600	383,300	395,900	
90	251,400	297,700	345,000	383,800	396,200	
91	251,700	298,000	345,500	384,200	396,500	
92	252,000	298,400	345,900	384,600	396,700	
93	252,300	298,600	346,100	384,900	396,900	
94		298,800	346,500			
95		299,100	347,000			
96		299,500	347,400			
97		299,700	347,600			
98		300,000	348,000			
99		300,400	348,400			
100		300,800	348,700			
101		301,000	349,000			
102		301,300	349,400			
103		301,700	349,800			
104		302,000	350,200			
105		302,200	350,700			
106		302,500	351,100			
107		302,900	351,500			
108		303,200	351,900			
109		303,400	352,400			
110		303,800	352,800			
111		304,200	353,100			
112		304,500	353,400			
113		304,700	353,900			
114		304,900				
115		305,200				
116		305,600				
117		305,800				
118		306,000				
119		306,300				
120		306,600				
121		307,000				
122		307,200				
123		307,500				
124		307,800				
125		308,100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 191,600	円 219,100	円 259,100	円 278,500	円 293,600	円 319,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十一、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十一」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百、十二月</p>

<p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ～ 5 (略)</p>	<p>に支給する場合においては百分の百五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十七・五、十二月に支給する場合においては百分の五十を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ～ 5 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項から附則第五項までにおいて「新条例」という。）の別表第一から別表第四までの規定は令和五年四月一日から、新条例第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。  
(令和五年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 令和五年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、三重県教育委員会（以下この項、次項及び附則第六項において「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下この項、次項及び附則第六項において「人事委員会」という。）と協議して定める職員の、新条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、県委員会が人事委員会と協議して定めるところによる。  
(施行日から令和六年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間において、新条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 5 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。  
(規則への委任)
- 6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める。

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

**三重県条例第四十六号**

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

第二条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。）の報酬、費用</p>	<p>公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。）の報酬、費用</p>



<p>弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p>	<p>弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十二・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>第七条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前条第三項の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p>	<p>第七条 (略)</p>
<p>第八条 (略)</p>	<p>第七条 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例のうち、第一条及び次項から附則第四項までの規定は公布の日から、第二条及び附則第五項の規定は令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定(次項において「新条例の規定」という。)は、令和五年十二

月一日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 5 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年三重県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(減給の効果)</p> <p>第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令日に受ける給料の月額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十二条の二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員</p> <hr/> <p>の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬に限る。）の額の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令日に受ける給料の月額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十二条の二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員</p> <hr/> <p>の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬に限る。）の額の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第四十七号**

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百</p>

<p>十を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和五年十一月の期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和五年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十八号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十二年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一条～第十四条（略）</p> <p><u>第十四条の二（出席の特例）</u></p> <p>第十五条～第二十九条（略）</p> <p>附則</p> <p>（出席の特例）</p> <p><u>第十四条の二 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があるとき、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一条～第十四条（略）</p> <p>第十五条～第二十九条（略）</p> <p>附則</p> <p>（出席の特例）</p> <p><u>第十四条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があるとき、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p> <p>2・3（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---